

神奈川県民生委員児童委員協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県民生委員児童委員協議会という。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、横浜市神奈川区沢渡4番地の2神奈川県社会福祉会館内におく。

(目 的)

第3条 本会は、会員の資質向上、相互の連絡提携、及び親睦をはかるとともに民間の奉仕者としての活動を強化し、社会福祉の発展向上に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 民生委員児童委員の職務を遂行するために必要な各種調査、研究、研修会等の開催
- (2) 会員の互助及び親睦
- (3) 神奈川県社会福祉協議会との有機的連携と協力
- (4) 関係機関との連絡及び提携
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織及び役員

(会 員)

第5条 本会は、神奈川県民生委員児童委員を会員として組織する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理 事 市町村民生委員児童委員協議会の数に基づく人数とする。
- (2) 監 事 2名
- 2 理事のうち、常任理事を選出し、常任理事たる会長1名、副会長3名をおく。
- 3 常任理事については、合併等により市町村数に変更が生じた場合には、次期の一斉改選時に新たに定める。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、常任理事は、理事の互選とし総会の承認を得る。

- 2 理事は、市町村民生委員児童委員協議会会長とする。
- 3 監事は、理事会において選任し、総会の承認を得る。ただし、監事は理事を兼ねることはできない。

(職 務)

第8条 会長は、本会の会務を統括し、会長のみが本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を

代行する。

- 3 常任理事は、常任理事会を組織し、会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務の重要な事項を執行する。
- 5 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(任 期)

第9条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。
- 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第10条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問にこたえる。

第3章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とする

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし総会の議長は出席者の中から選出する。
- 3 会議は、定数の半数以上の出席（ウェブ会議システム上での出席を含む）がなければ開くことができない。
- 4 会長は、特別の事情があるときは書面をもって意見を求め、会議に代えることができる。

(議 事)

第12条 議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 会議に出席できない理事、地区民児協会会長（民生委員法第25条に定めるところの民生委員協議会会長）は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、または書面をもって議決に加わることができる。
- 3 会長は、特別の事情があるときは書面をもって意見を求め、評決に代えることができる。

(総 会)

第13条 総会は、年2回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

- 2 総会は、地区民児協会会長をもって構成し次の事項を審議する。
 - (1) 規定の制定および改廃に関する事
 - (2) 事業計画および予算に関する事
 - (3) 事業報告および決算に関する事
 - (4) その他会長が付議した事項

(理事会)

第14条 理事会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業執行に関する重要な事項

- (2) 総会に付議する事項
- (3) 総会の議決で委任された事項
- (4) その他会長が付議した事項

2 監事は、理事会に出席することができる。ただし議決に加わることはできない。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 事業執行に関する事項
- (3) 理事会の議決で委任された事項
- (4) その他会長が付議した事項

第4章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第16条 本会の事業を効果的に行うため、部会を設けさらに必要あるときは委員会を設けることができる

2 部会及び委員会に関する規定は、別に定める。

第5章 資産及び会計

(経 費)

第17条 本会の経費は会費、補助金、委託金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(予 算)

第18条 本会の予算は、事業計画とともに会長が作成し、理事会の議を経て、毎会計年度開始前、総会の議決を経なければならない。

(決 算)

第19条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て総会の承認を経なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第21条 本会は、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 本会の会務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局に関する規定は、別に定める。

第7章 会則の改定

(会則の改定)

第23条 この会則を改定しようとするときは、理事会の議を経て、総会出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

付 則

1 この会則は、昭和44年6月19日から施行する。

付 則

1 この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 役員の任期は、第9条の規定に関わらず、昭和58年11月30日から施行する。

付 則

この会則は、昭和59年3月27日から施行する。

付 則

この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成4年12月18日から施行する。

付 則

この会則は、平成7年12月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成9年6月14日から施行する。

付 則

この会則は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成12年6月13日から施行する。

付 則

この会則は、平成18年3月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年12月25日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年6月29日から施行する。